

国有林材の安定供給システム販売の実施公告（後期）

四国森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり企画競争により実施しますので、希望される方はシステム販売申請書（以下「申請書」という。）を四国森林管理局長あてに提出してください。

記

1 システム販売の目的

一定の要件を満たす製材業者等と四国森林管理局長とが国有林材の販売に関する協定を締結し、それに基づき計画的、安定的に素材の販売を行うことにより、国有林材の需要及び販路の確保・拡大を図り、もって地域林材の中核的な素材流通・加工の担い手の育成、流域管理システムの定着等に資することを目的とします。

2 システム販売の内容

- (1) 今回公告するシステム販売は、別紙のスギ・ヒノキの人工林材です。
- (2) 今回の公告から、原木素材の長さ（材長）も、申請時の企画提案事項とします。
- (3) 材の引き渡しは、各土場渡しを基本としますが、より合理的な受渡方法、土場の変更などのご提案やご要望があれば、その旨を申請書に盛り込んで下さい。（ご提案等の採否は別途協議とさせていただきます）
- (4) 材の購入を希望される者は、後述する申請書を作成の上、期限までに四国森林管理局販売課へ提出して下さい。
- (5) 提出された申請書について四国森林管理局長が審査の上、適当と認められる者と本公告に係るシステム販売の協定（以下「協定」という。）の条件について交渉を行い、協定が締結された場合は、それに基づいて材を販売します。
- (6) 今回販売する材は全て間伐材であり、別途締結する売買契約書には間伐材であることを明記します。

3 申請者の要件

申請書を提出する者は、製材工場、合板工場その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）であって、次の全てに該当することが必要です。

なお、複数の事業者が共同して申請する場合は、それぞれの事業者について、要件を満たすことが必要です。

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること

- (3) 社会保険等に参加していること
- (4) 製材工場等、原木市場等について、それぞれ以下に該当するものであること。
 - (ア) 製材工場等については、買受希望数量に比して相当量の生産実績があること及びJAS認定工場であること（出荷製材品等についてJAS規格が制定されている場合）
 - (イ) 原木市場等については、一般材又は低質材について、買受希望数量に比して相当量の取扱実績があること
- (5) 協定締結後の協定の最低販売価格、数量等の公表に同意できること

4 協定予定者の選定及び協定の締結等

- (1) 森林管理局長は、提出された申請書について審査を行い、協定を締結することが適当と認められる者を協定予定者として選定し、販売予定量その他必要な条件を提示します。
- (2) 協定予定者は、森林管理局長から各買受希望者へ通知するとともに、公表します。
- (3) 森林管理局長は、(1)の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に協定を締結するものとします。
- (4) 販売契約は、別途森林管理局長と締結していただくものとします。

5 協定の期間

本協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとします。

6 協定締結に当たって付する条件等

- (1) 本協定に基づいて購入した物件を目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、または他人に譲り渡すことを制限します。
- (2) 本協定に基づいて転売以外の目的で購入された国有林材を転売する場合は、予め四国森林管理局長に申請を行い、承認を受けなければなりません
- (3) 販売予定量は見込みのため、増減することがあります。
- (4) 森林管理局長は、①協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき、②協定の相手方が協定期間中に上記3の要件を失ったとき、及び③本公告に反する行為を行ったときは、協定を解除できるものとします。
- (5) 上記(4)により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除により生ずる損害賠償の請求を行わないものとします。
- (6) 森林管理局長は、
 - ① 協定で定める最低販売価格、販売数量等は公表するものとします。
 - ② 申請書において企画提案された事項等の取組状況については、報告を求めることが出来るものとします。

7 申請書の作成・提出等

(1) システム販売申請書の交付期間及び交付場所

- ①交付期間：平成22年8月30日～平成22年9月17日
- ②交付場所：四国森林管理局販売課

四国森林管理局ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku>)>公売・入札情報>木材情報>企画競争に関する公告

(2) システム販売申請書・企画提案書の提出期限及び場所

- ①提出期限：平成22年9月21日（火） 12：00必着
- ②提出場所：四国森林管理局 販売課 販売係（郵送可）

(3) システム販売申請書の無効

「3」に掲げるもの以外の者が提出した場合、書類に不備がある場合には、提出された申請書は無効とします。

(4) 平成22年度システム販売予定数量等（製品販売）

別紙「平成22年度 システム販売予定数量等（製品販売）」のとおりとします。

8 申請に係る経費及び申請書の返却の可否等

- (1) 申請書の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。
- (3) 申請書等は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません。（ただし、販売価格等の公表に係るものを除く）

9 照会窓口

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 販売課 販売係（担当：前田・渡辺）

TEL 088-821-2170

FAX 088-821-2180

平成22年8月30日

四国森林管理局長

平成22年度 システム販売予定数量等(製品販売)

(単位:m3)

物件	樹種	林齢	材長	径級	主な用途	予定数量	予定数量内訳		引き渡し場所	出材署
							スギ	ヒノキ		
1	スギ・ヒノキ	38-60	3・4・6m	3・4m14上 6m 18-22	小径木含む一般材等(A材)	4,050	3,550	500	愛媛県上浮穴郡 久万高原町 (久万土場) 高知県吾川郡 いの町 (長沢土場)	愛媛 嶺北
2	スギ・ヒノキ		2・3・4m	2mスギ18上 ヒノキ14上 3・4m14上	ラミナ・合板等(B材)	6,050	5,300	750		
3	N低質材		2m	8上	チップ材等(C材)	500				
4	スギ・ヒノキ	45-59	3・4・6m	3・4m14上 6m 18-22	小径木含む一般材等(A材)	4,800	4,800		高知県安芸郡 馬路村魚梁瀬 (魚梁瀬土場)	安芸
5	スギ・ヒノキ		2・3・4m	2mスギ18上 ヒノキ14上 3・4m14上	ラミナ・合板等(B材)	5,200	5,200			
6	N低質材		2m	8上	チップ材等(C材)	1,100				
7	スギ・ヒノキ	46-60	3・4・6m	3・4m14上 6m 18-22	小径木含む一般材等(A材)	3,200	3,200		高知県安芸市 伊尾木 (伊尾木土場)	安芸
8	スギ・ヒノキ		2・3・4m	2mスギ18上 ヒノキ14上 3・4m14上	ラミナ・合板等(B材)	4,700	4,700			
9	N低質材		2m	8上	チップ材等(C材)	1,650				
10	スギ・ヒノキ	41-56	3・4・6m	3・4m14上 6m 18-22	小径木含む一般材等(A材)	2,800	1,950	850	高知県高岡郡 四万十町内 高知県高岡郡 津野町内	四万十
11	スギ・ヒノキ		2・3・4m	2mスギ18上 ヒノキ14上 3・4m14上	ラミナ・合板等(B材)	4,050	2,750	1,300		
12	N低質材		2m	8上	チップ材等(C材)	1,300				
13	N低質材	42-59	2m	8上	チップ材等(C材)	1,300			愛媛県 宇和島市内 高知県 宿毛市内	愛媛 四万十
14	N低質材	44-54	2m	8上	チップ材等(C材)	900			高知県長岡郡 本山町内 高知県 香美市内	嶺北 高知中 部
15	N低質材	41-53	2m	8上	チップ材等(C材)	300			徳島県 三好市内	香川 徳島

※ 予定数量の変動はあります。

※ 材長の網掛け部分、小径木含む一般材等(A材)及びラミナ・合板等(B材)の材長については企画提案してください。

※ 従来の規格: 小径木含む一般材等(A材) = 込・直・小曲
ラミナ・合板等(B材) = 曲・等外
チップ材等(C材) = 低質材